

議案第 2 号

桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例

桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年 12 月 24 日桐生市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項を次のように改める。

法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び実施機関が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

第 4 条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。
- 3 実施機関は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。

第 5 条第 2 項中「前条第 2 項」を「前条第 4 項」に改める。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1(第 4 条関係)

| 機関 | 事務 |
|---------|------------------------------------------------------------------|
| 1 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの |
| 2 市長 | 桐生市福祉医療費助成条例(平成 19 年桐生市条例第 16 号)の規定による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第 2(第 4 条関係)

| 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|---------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険各法(健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律 |

| | |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>第 152 号))又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> |
| | <p>児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> |
| | <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの</p> |
| | <p>生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> |
| | <p>児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> |
| | <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金に関する情報であって規則で定めるもの</p> |
| | <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> |
| | <p>地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> |
| | <p>母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> |
| | <p>児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> |
| | <p>介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> |
| | <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下</p> |

| | | |
|----|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの |
| | | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの |
| | | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの |
| | | 児童福祉法による障害児入所支援、措置(同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。)又は日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報(以下「障害児入所支援等関係情報」という。)であって規則で定めるもの |
| | | 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「身体障害者手帳等関係情報」という。)であって規則で定めるもの |
| 2 | 桐生市福祉医療費助成条例の規定による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |
| 市長 | | 障害児入所支援等関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 身体障害者手帳等関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 生活保護法による保護に準じて行う生活に困窮する外国人の保護に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの |
| | 国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 2 号 桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例案

桐生市におけるマイナンバーによる情報連携の独自利用事務を追加するため、所要の改正を行おうとするものです。